

東三河南部交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制定 平成22年5月31日
改正 平成26年1月24日
改正 平成26年2月7日
改正 平成27年8月6日
改正 平成30年1月12日

(目的)

第1条 東三河南部交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東三河南部交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域交通圏の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画等の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。
3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
(1) 準特定地域計画の作成等、タクシー事業の活性化に係る施策・提案等
(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
(3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し、協議会の運営方法等必要な事項の協議

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。
(1) 関係地方公共団体の長又はその指名する者
(2) タクシー事業者等
(3) 労働組合等
(4) 地域住民等の代表
(5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者、観光協会等
(6) 学識経験者
(7) 豊橋労働基準監督署長又はその指名する者
(8) 愛知県豊橋警察署長又はその指名する者
(9) その他協議会が必要と認める者
2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものと

- し、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。
ただし、第8条第3項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
 - 4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に会長及び副会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は3年(準特定地域の指定期間)とする。
- 4 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

(協議会の成立)

第6条 協議会は構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、必要に応じて代理出席を認めることとする。

(議決方法)

第7条 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 役員を選出を議決する場合第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員は、その区分ごとに1個の議決権を、その他構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
- (2) 設置要綱の変更を議決する場合次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ①関係地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
 - ②設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥第4条第1項(5)、(6)及び(9)に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成等を議決する場合次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ①(2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ②準特定地域計画の作成等に合意するタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④第4条第1項(5)、(6)及び(9)に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
 - ⑤第4条第1項(5)、(6)及び(9)に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ①会長及び副会長が合意すること。
 - ②合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会

の構成員であるタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分ごとに1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、定期的を開催することとする。

2 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

3 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

4 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

5 協議会の議長は会長が務める。

6 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第8条第3項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定または増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(協議会の事務局)

第9条 協議会の事務局は、愛知県タクシー協会が務める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成22年5月31日から適用する。

附則 この要綱は、平成26年1月24日から適用する。

附則 この要綱は、平成26年2月7日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年8月6日から適用する。

附則 この要綱は、平成30年1月12日から適用する。